

平成 25 年 3 月 25 日
独立行政法人国立科学博物館

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）
に基づく「国立科学博物館の施設管理・運営業務」に係る契約の締結について

独立行政法人国立科学博物館（以下「当館」という。）は、「国立科学博物館の施設管理・運営業務」（以下「本件業務」という。）について、次のとおり契約を締結しました。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

(1) 東京都文京区本郷 1-19-6

株式会社太平エンジニアリング

代表取締役 後藤 悟志

(2) 東京都中央区銀座 1-11-3

株式会社裕生

代表取締役 熊谷 武生

(3) 東京都江東区大島 1-9-8

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 満

2 契約金額（税込）

978,600,000円

（注）上記金額は総価契約の金額及び単価契約の金額（予定数量×単価）に基づいた、業務委託期間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の 5 年間分の額

3 本件業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 本件業務の内容等

①本件業務の実施内容

民間事業者は、以下の業務を実施することとする。

ア 関係業務統括業務

イ 防災設備等保守管理業務

ウ 清掃業務

エ 警備業務

オ 総合案内・展示施設案内等業務

本件業務の詳細な実施内容は本件業務実施要項別添資料 1：仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりである。

②本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標

ア 包括的な質の設定

本件業務の実施に当たり、基本的な方針は、「施設管理・運営業務を通して、幼児から高齢者まで広範な人々にとって快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における公共サービスの円滑な実施を可能とすること。」とする。

民間事業者への要求事項、評価指標及び要求水準は、以下のとおりである。

項目	要求事項	評価指標	要求水準
①施設の保全	本件施設を継続的、安定的な利用に供すること。	本件施設の一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生	0回
②展示資料及び来館者の安全の確保	展示資料及び来館者を含む人員の安全を確保すること。	業務上の瑕疵による展示資料の損壊、人身事故等の発生	0回

イ 個別業務の質の設定

個別業務の質の最低水準は、仕様書に記載のとおりである。ただし、本仕様書の要求水準を上回る提案を拒否するものではない。また、以下の業務についての要求事項、評価指標、及び要求水準は、以下のとおりとする。

項目	要求事項	評価指標	要求水準
①防災設備等保守管理業務	展示資料の保存及び快適な鑑賞環境の維持のために適切な展示室内環境を確保すること。	展示室の温度・湿度	・温度 24.0℃±1.75℃、湿度 50%±5% (注 1)
②清掃業務	本件施設が清潔な環境に保たれていること。	アンケートによる「清掃状況」の不満足割合 (注 2)	5%以下
		アンケートによる「清掃状況」の満足割合 (注 2)	70%以上
③総合案内・展示施設案内等業務	総合案内・展示施設案内等業務が適切に行われていること。	アンケートによる「総合案内・展示施設案内等業務」の不満足割合 (注 2)	5%以下
		アンケートによる「総合案内・展示施設案内等業務」の満足割合 (注 2)	50%以上

注 1 外気条件等(夏期には温度 27.0℃±1.75℃、湿度 60%±5%、冬期には温度 21.0℃±1.75℃、湿度 40%±5%とするなどの変動がある)、その他展示資料の種別、入館者数などの要因で要求水準の温度、湿度を変更しなければならない場合は当館の職員と協議して行うものとする。

注 2 仕様書中別紙 22 のアンケートの年間の結果を基に算出する。清掃状況は質問 2 について、総合案内・展示施設案内等業務は質問 4 について、それぞれ不満足割合は「たいへん不満」

「不満」の割合の合計を、満足の割合は「たいへん満足」「満足」の割合の合計を算定する。

(2) モニタリングの実施

当館は、民間事業者が行う前記(1)①に示した本件業務の実施状況についてモニタリングを実施する。基本的なモニタリングの方法は、以下のとおりである。

種類	方法
当館への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者は、毎日自らの責任により、業務遂行状況について業務日誌を作成し、当館に提出する。 ・ 民間事業者は、毎日の業務日誌を取りまとめ、業務月次報告書として、当館に提出する。 ・ 利用者や当館の職員からの苦情等があった場合には、当館に報告する。 ・ 本件施設の運営に影響を及ぼすような重大な事象(展示・展示資料の損壊、人身事故等)が発生した場合及び発生する恐れのある場合には、民間事業者は速やかに当館に報告する。
各業務の遂行状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当館は、下記のモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。 <p>【モニタリング項目(その方法)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室内環境(機器による測定) ・ 清掃の状況(目視、職員ヒアリング) ・ 警備の状況(目視、職員ヒアリング) ・ 総合案内・展示施設案内の状況(目視、職員ヒアリング)
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当館は、入館者に対してアンケート調査を行い、清掃業務、総合案内・展示施設案内等業務をはじめとする本件業務等に関する入館者の満足度等の状況を確認する。 <p>【アンケートの実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：来館者 ・ 実施主体：国立科学博物館 ・ 実施方法：アンケートを配布し回収箱で回収 ・ 実施回数：年に3回程度 ・ 調査票：仕様書中別紙22のとおり ・ 回収件数：300件/年以上 ・ その他：集計にあたっては、明らかに回答が粗雑と思われるものは無効回答にするなどの処理を行う。
モニタリング評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当館の職員及び民間事業者が出席する「モニタリング評価委員会」を月に1回開催し、上記のモニタリングの結果報告を行うとともに、利用者及び職員からの苦情等の発生についての検討や意見交換等を行う。

4 本件業務の実施期間

本件業務の実施期間(委託期間)は、平成25年4月1日～平成30年3月31日までの5年間とする。

5 博物館に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り取り扱うために必要な事項

(1) 報告事項等

①報告事項

- ア 民間事業者は、前記3（2）で規定された文書を作成し、当館に提出する。
- イ 当館は、民間事業者から報告を受けたモニタリングの結果^{注1}について取りまとめの上、1年に1回公表するとともに官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。
- ウ 民間事業者は、本件業務を実施するに当たり、委託期間中の事故の防止等、利用者の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに当館に報告しなければならない。また、当館の必要に応じて、文書を作成し、当館に提出する。
- エ なお、今後の予定価格算出の基礎資料とするため、当館は、民間事業者に対して本件業務に係る収入支出経費の報告を求めることができるものとする。

注1 「3（2）モニタリングの実施」の「科学博物館への報告」に示す内容。

②調査

当館は、本件業務の適正かつ確実な実施を確保するために、前記①の報告や当館が行うモニタリングの確認結果により、必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、本件業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所において、本件業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。事務所への立入検査をする当館の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

当館は、民間事業者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

（2）秘密事項、個人情報等の管理

①個人情報保護

民間事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。また、民間事業者が本件業務に関して知り得た当館の情報についても適切な管理をしなければならない。

②業務上知り得た秘密

民間事業者で、本件業務に従事している者又は従事していた者は本件業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

（3）その他、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等

①本件業務の開始及び中止

- ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本件業務を開始しなければならない。
- イ 民間事業者は、やむを得ない事由により本件業務を中止しようとするときは、あらかじめ当館と協議し、承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

ア 民間事業者は、サービスの提供について、利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、本件業務における利用者の取扱いについて、本件施設以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

民間事業者は、本件業務において、委託費及び入館料、音声ガイド使用料、友の会及びリピーターズパス会費に係る代金の授受を除き金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、当館が別途依頼した場合はこの限りでない。

④宣伝行為の禁止

ア 民間事業者及びその事業に従事する者は「国立科学博物館」等の名称を用い、本件業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が本件業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

イ 民間事業者は、本件施設において、本件施設以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤国立科学博物館の信用を著しく低下させる行為の禁止

民間事業者は、本件施設において、当館の信用を著しく低下させ、当館の運営に支障となる行為を行ってはならない。

⑥国立科学博物館との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本件施設において、当館以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。ただし、当館が特別に認めた場合はこの限りでない。

⑦法令の遵守

本件業務の実施に関し、民間事業者は、関係法令を遵守することとする。

⑧施設、展示・展示資料及び入館者の安全管理

民間事業者は、本件業務を実施するに当たり、受託期間中の事故の防止等、施設、展示・展示資料及び入館者の安全管理については十分配慮しなければならない。なお、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに当館に報告しなければならない。

⑨記録

民間事業者は、本件業務の実施状況に関する記録を作成し、本件業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑩帳簿、書類

民間事業者は、本件業務に関して帳簿書類を作成し、本件業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑪権利の譲渡の禁止

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑫権利義務の帰属

ア 民間事業者は、本件業務の実施が第三者の著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

イ 民間事業者は、本件業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当館の承認を受けなければならない。

⑬再委託の禁止等

ア 民間事業者は、当館から委託を受けた本件業務の実施に係る業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

イ 民間事業者は、本件業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託事業者の名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で当館の承認を得ることとする。

エ 民間事業者は、前記イ又はウにより再委託を行う場合は、民間事業者が当館に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「（2）秘密事項個人情報等の管理」及び本項「（3）その他、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等」）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑭委託内容の変更

当館及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑮契約の解除等

当館は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。なお、これにより当館が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を当館に納付するとともに、当館との協議に基づき決定した期日までの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。

ただし、前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は、同項第2号に該当するとき

イ 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑩委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、当館と民間事業者とが協議するものとする。

⑪民間事業者への業務引継ぎ

当館は、本件業務の実施に関する契約を締結する時に、必要に応じて、民間事業者に業務の引継ぎの指導及び支援を行うものとする。

6 契約により民間事業者が追うべき責任

民間事業者が本件業務を実施するに当たり、故意又は過失により当館又は第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約書により民間事業者が負うべき責任に関する次の事項を定める。

(1) 当館から民間事業者への求償

当館が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当館は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当館の責に帰すべき理由が存する場合は、当館が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができるものとする。

(2) 民間事業者から国立科学博物館への求償

民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当館の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は当館に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) 国立科学博物館の物品等への損害

民間事業者が当館の物品等に損害を与えたときは、民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償として当館に支払わなければならない。

7 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

(1) 民間事業者は、以下のとおり、業務実施体制を構築する。

①関係業務統括業務、防災設備等保守管理業務：株式会社太平エンジニアリング

②清掃業務：株式会社裕生

③警備業務、総合案内・展示施設案内等業務：株式会社フクシ・エンタープライズ

(2) 民間事業者は、「国民に対して提供するサービスの質の向上」「コスト削減等効率的な業務」を達成するため、下記の方法により、業務を実施する。

- ①リスク発生の未然防止と安全確保
- ②緊急時・非常時の対応体制の確立
- ③予防保全の視点による定期点検の計画的実施
- ④各業務担当者の連携による迅速な対応
- ⑤従事者の研修・教育の徹底
- ⑥従事者の多能化を図り、従事者の相互の支援体制による、効率化、コスト削減の徹底